the master is familiar with the requirements of the Convention and the responsibilities for implementation; and

(d)　関連する情報が海上労働遵守措置認定書を作成するために権限のある機関又は認定された団体に提出されたこと。
relevant information has been submitted to the competent authority or recognized organization to produce a Declaration of Maritime Labour Compliance.

この証書は、条約第 A5.1.3 基準及び第 5.1.4 基準の規定に基づく検査が行われることを条件として、＿＿＿＿＿＿まで効力を有する。

This Certificate is valid until ＿＿＿＿＿＿ subject to inspections in accordance with Standards A5.1.3 and A5.1.4.

(a) に規定する検査の完了の日は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿である。

Completion date of the inspection referred to under above (a) was ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿において＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に交付した。

Issued at ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ on ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名

Signed ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(Signature of the duly authorized official issuing the Interim Certificate)

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長　（印章）
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
沖縄総合事務局運輸事務所長

第七号様式（第十五条関係）

臨時海上労働証書交付申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては　印
その代表者の氏名

船員の労働条件等の検査等に関する規則第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

船名	
船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
備考	

（注）
1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
2　総トン数の欄には、国際総トン数を記載すること。
3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。